

大師換気所

《 二酸化窒素 (NO₂) 》

平成24年1月1日から24年1月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO ₂) 除去率[%]	備考
1月1日	0.021	0.005未満	-	
1月2日	0.019	0.005未満	-	
1月3日	0.020	0.005未満	-	
1月4日	0.025	0.005未満	-	
1月5日	0.033	0.005未満	-	
1月6日	0.041	0.005未満	-	
1月7日	0.037	0.005未満	-	
1月8日	0.026	0.005未満	-	
1月9日	0.036	0.005未満	-	
1月10日	0.050	0.005未満	-	
1月11日	0.034	0.005未満	-	
1月12日	0.039	0.005未満	-	
1月13日	0.052	0.005未満	-	
1月14日	0.031	0.005未満	-	
1月15日	0.025	0.005未満	-	
1月16日	0.042	0.005未満	-	
1月17日	0.039	0.005未満	-	
1月18日	0.045	0.005未満	-	
1月19日	0.031	0.005未満	-	
1月20日	0.033	0.005未満	-	
1月21日	0.019	0.005未満	-	
1月22日	0.012	0.005未満	-	
1月23日	0.032	0.005未満	-	
1月24日	0.032	0.005未満	-	
1月25日	0.034	0.005未満	-	
1月26日	0.030	0.005未満	-	
1月27日	0.038	0.005未満	-	
1月28日	0.027	0.005未満	-	
1月29日	0.021	0.005未満	-	
1月30日	0.034	0.005未満	-	
1月31日	0.036	0.005未満	-	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm~1.5ppm(1時間値)で、除去率90%以上(運転時間における1日平均値)としています。
- 除去率の「-」は、出口濃度の測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない(大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素(NO₂)の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

- ・NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

平成24年1月1日から24年1月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率[%]	備 考
1月1日	84	
1月2日	85	
1月3日	86	
1月4日	86	
1月5日	85	
1月6日	84	
1月7日	84	
1月8日	84	
1月9日	84	
1月10日	84	
1月11日	85	
1月12日	85	
1月13日	84	
1月14日	85	
1月15日	85	
1月16日	84	
1月17日	84	
1月18日	83	
1月19日	83	
1月20日	83	
1月21日	83	
1月22日	84	
1月23日	84	
1月24日	85	
1月25日	85	
1月26日	85	
1月27日	84	
1月28日	85	
1月29日	85	
1月30日	85	
1月31日	85	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率80%以上 (運転時間における1日平均値) としています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査環境グループ

TEL. 045-451-7912

大師換気所

《 二酸化窒素 (NO₂) 》

平成23年12月1日から23年12月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO ₂) 除去率[%]	備考
12月1日	0.018	0.005未満	-	
12月2日	0.024	0.005未満	-	
12月3日	0.015	0.005未満	-	
12月4日	0.008	0.005未満	-	
12月5日	0.025	0.005未満	-	
12月6日	0.027	0.005未満	-	
12月7日	0.035	0.005未満	-	
12月8日	0.028	0.005未満	-	
12月9日	0.023	0.005未満	-	
12月10日	0.027	0.005未満	-	
12月11日	0.020	0.005未満	-	
12月12日	0.042	0.005未満	-	
12月13日	0.041	0.005未満	-	
12月14日	0.038	0.005未満	-	
12月15日	0.051	0.005未満	-	
12月16日	0.034	0.005未満	-	
12月17日	0.049	0.005未満	-	
12月18日	0.028	0.005未満	-	
12月19日	0.059	0.005未満	-	
12月20日	0.067	0.005未満	-	
12月21日	0.040	0.005未満	-	
12月22日	0.036	0.005未満	-	
12月23日	0.025	0.005未満	-	
12月24日	0.032	0.005未満	-	
12月25日	0.017	0.005未満	-	
12月26日	0.037	0.005未満	-	
12月27日	0.043	0.005未満	-	
12月28日	0.040	0.005未満	-	
12月29日	0.033	0.005未満	-	
12月30日	0.025	0.005未満	-	
12月31日	0.021	0.005未満	-	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm~1.5ppm(1時間値)で、除去率90%以上(運転時間における1日平均値)としています。
- 除去率の「-」は、出口濃度の測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない(大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素(NO₂)の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

・NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

平成23年12月1日から23年12月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率[%]	備考
12月1日	84	
12月2日	84	
12月3日	84	
12月4日	85	
12月5日	84	
12月6日	83	
12月7日	84	
12月8日	84	
12月9日	83	
12月10日	83	
12月11日	83	
12月12日	83	
12月13日	83	
12月14日	83	
12月15日	84	
12月16日	85	
12月17日	85	
12月18日	85	
12月19日	85	
12月20日	85	
12月21日	84	
12月22日	85	
12月23日	86	
12月24日	85	
12月25日	85	
12月26日	85	
12月27日	84	
12月28日	84	
12月29日	84	
12月30日	85	
12月31日	84	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率80%以上 (運転時間における1日平均値) としています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査環境グループ

TEL. 045-451-7912

大師換気所

《 二酸化窒素 (NO₂) 》

平成23年11月1日から23年11月30日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO ₂) 除去率[%]	備考
11月1日	0.024	0.005未満	-	
11月2日	0.030	0.005未満	-	
11月3日	0.030	0.005未満	-	
11月4日	0.026	0.005未満	-	
11月5日	0.030	0.005未満	-	
11月6日	0.005	0.005未満	-	
11月7日	0.017	0.005未満	-	
11月8日	0.010	0.005未満	-	
11月9日	0.016	0.005未満	-	
11月10日	0.020	0.005未満	-	
11月11日	0.017	0.005未満	-	
11月12日	0.023	0.005未満	-	
11月13日	0.031	0.005未満	-	
11月14日	0.033	0.005未満	-	
11月15日	0.026	0.005未満	-	
11月16日	0.021	0.005未満	-	
11月17日	0.026	0.005未満	-	
11月18日	0.028	0.005未満	-	
11月19日	0.014	0.005未満	-	
11月20日	0.008	0.005未満	-	
11月21日	0.026	0.005未満	-	
11月22日	0.022	0.005未満	-	
11月23日	0.016	0.005未満	-	
11月24日	0.037	0.005未満	-	
11月25日	0.025	0.005未満	-	
11月26日	0.025	0.005未満	-	
11月27日	0.017	0.005未満	-	
11月28日	0.031	0.005未満	-	
11月29日	0.046	0.005未満	-	
11月30日	0.026	0.005未満	-	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm~1.5ppm(1時間値)で、除去率90%以上(運転時間における1日平均値)としています。
- 除去率の「-」は、出口濃度の測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない(大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素(NO₂)の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

・NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

平成23年11月1日から23年11月30日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率[%]	備考
11月1日	86	
11月2日	85	
11月3日	86	
11月4日	86	
11月5日	86	
11月6日	86	
11月7日	87	
11月8日	87	
11月9日	86	
11月10日	86	
11月11日	85	
11月12日	85	
11月13日	85	
11月14日	86	
11月15日	85	
11月16日	84	
11月17日	84	
11月18日	83	
11月19日	85	
11月20日	86	
11月21日	84	
11月22日	83	
11月23日	83	
11月24日	85	
11月25日	84	
11月26日	83	
11月27日	84	
11月28日	83	
11月29日	84	
11月30日	84	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率80%以上 (運転時間における1日平均値) としています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査環境グループ

TEL. 045-451-7912

大師換気所

《 二酸化窒素 (NO₂) 》

平成23年10月1日から23年10月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO ₂) 除去率[%]	備考
10月1日	0.012	0.005未満	-	
10月2日	0.007	0.005未満	-	
10月3日	0.022	0.005未満	-	
10月4日	0.026	0.005未満	-	
10月5日	0.021	0.005未満	-	
10月6日	0.027	0.005未満	-	
10月7日	0.027	0.005未満	-	
10月8日	0.026	0.005未満	-	
10月9日	0.015	0.005未満	-	
10月10日	0.017	0.005未満	-	
10月11日	0.033	0.005未満	-	
10月12日	0.037	0.005未満	-	
10月13日	0.037	0.005未満	-	
10月14日	0.036	0.005未満	-	
10月15日	0.009	0.005未満	-	
10月16日	0.009	0.005未満	-	
10月17日	0.026	0.005未満	-	
10月18日	0.014	0.005未満	-	
10月19日	0.025	0.005未満	-	
10月20日	0.016	0.005未満	-	
10月21日	0.018	0.005未満	-	
10月22日	0.011	0.005未満	-	
10月23日	0.005未満	0.005未満	-	
10月24日	0.014	0.005未満	-	
10月25日	0.019	0.005未満	-	
10月26日	0.014	0.005未満	-	
10月27日	0.016	0.005未満	-	
10月28日	0.018	0.005未満	-	
10月29日	0.016	0.005未満	-	
10月30日	0.008	0.005未満	-	
10月31日	0.024	0.005未満	-	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm~1.5ppm(1時間値)で、除去率90%以上(運転時間における1日平均値)としています。
- 除去率の「-」は、出口濃度の測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない(大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素(NO₂)の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

・NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

《 浮遊粒子状物質（SPM） 》

平成23年10月1日から23年10月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質(SPM) 除去率[%]	備考
10月1日	89	
10月2日	88	
10月3日	87	
10月4日	87	
10月5日	87	
10月6日	89	
10月7日	88	
10月8日	87	
10月9日	86	
10月10日	87	
10月11日	87	
10月12日	87	
10月13日	87	
10月14日	87	
10月15日	88	
10月16日	89	
10月17日	88	
10月18日	87	
10月19日	86	
10月20日	86	
10月21日	86	
10月22日	87	
10月23日	87	
10月24日	87	
10月25日	88	
10月26日	88	
10月27日	86	
10月28日	86	
10月29日	86	
10月30日	86	
10月31日	87	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率80%以上（運転時間における1日平均値）としています。
- 浮遊粒子状物質（SPM）の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査環境グループ

TEL. 045-451-7912

大師換気所

《 二酸化窒素 (NO₂) 》

平成23年9月1日から23年9月30日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO ₂) 除去率[%]	備考
9月1日	0.006	0.005未満	-	
9月2日	0.006	0.005未満	-	
9月3日	0.005	0.005未満	-	
9月4日	0.005未満	0.005未満	-	
9月5日	0.008	0.005未満	-	
9月6日	0.012	0.005未満	-	
9月7日	0.019	0.005未満	-	
9月8日	0.021	0.005未満	-	
9月9日	0.011	0.005未満	-	
9月10日	0.010	0.005未満	-	
9月11日	0.006	0.005未満	-	
9月12日	0.012	0.005未満	-	
9月13日	0.026	0.005未満	-	
9月14日	0.015	0.005未満	-	
9月15日	0.005未満	0.005未満	-	
9月16日	0.006	0.005未満	-	
9月17日	0.005未満	0.005未満	-	
9月18日	0.005未満	0.005未満	-	
9月19日	0.007	0.005未満	-	
9月20日	0.011	0.005未満	-	
9月21日	0.012	0.005未満	-	
9月22日	0.012	0.005未満	-	
9月23日	0.005	0.005未満	-	
9月24日	0.015	0.005未満	-	
9月25日	0.005未満	0.005未満	-	
9月26日	0.013	0.005未満	-	
9月27日	0.015	0.005未満	-	
9月28日	0.024	0.005未満	-	
9月29日	0.030	0.005未満	-	
9月30日	0.028	0.005未満	-	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm~1.5ppm(1時間値)で、除去率90%以上(運転時間における1日平均値)としています。
- 除去率の「-」は、出口濃度の測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない(大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素(NO₂)の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

- ・NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

平成23年9月1日から23年9月30日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率[%]	備 考
9月1日	91	
9月2日	91	
9月3日	91	
9月4日	91	
9月5日	92	
9月6日	94	
9月7日	93	
9月8日	91	
9月9日	96	
9月10日	96	
9月11日	96	
9月12日	92	
9月13日	93	
9月14日	92	
9月15日	88	
9月16日	88	
9月17日	88	
9月18日	92	
9月19日	95	
9月20日	96	
9月21日	96	
9月22日	93	
9月23日	91	
9月24日	89	
9月25日	88	
9月26日	89	
9月27日	89	
9月28日	88	
9月29日	88	
9月30日	91	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率80%以上 (運転時間における1日平均値) としています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査環境グループ

TEL. 045-451-7912

大師換気所

《 二酸化窒素 (NO₂) 》

平成23年8月1日から23年8月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO ₂) 除去率[%]	備考
8月1日	0.015	0.005未満	-	
8月2日	0.019	0.005未満	-	
8月3日	0.019	0.005未満	-	
8月4日	0.013	0.005未満	-	
8月5日	0.014	0.005未満	-	
8月6日	0.005未満	0.005未満	-	
8月7日	0.011	0.005未満	-	
8月8日	0.029	0.006	79%	除去性能低下※
8月9日	0.029	0.005	83%	除去性能低下※
8月10日	0.023	0.005未満	-	
8月11日	0.035	0.005	86%	除去性能低下※
8月12日	0.038	0.008	79%	除去性能低下※
8月13日	0.017	0.006	65%	除去性能低下※
8月14日	0.008	0.005未満	-	
8月15日	0.007	0.005未満	-	
8月16日	0.014	0.008	43%	除去性能低下※
8月17日	0.021	0.010	52%	除去性能低下※
8月18日	0.017	0.010	41%	除去性能低下※
8月19日	0.017	0.010	41%	除去性能低下※
8月20日	0.011	0.006	45%	除去性能低下※
8月21日	0.008	0.005未満	-	
8月22日	0.012	0.005未満	-	
8月23日	0.016	0.005未満	-	
8月24日	0.008	0.005未満	-	
8月25日	0.012	0.005未満	-	
8月26日	0.014	0.005未満	-	
8月27日	0.008	0.005未満	-	
8月28日	0.010	0.005未満	-	
8月29日	0.018	0.005未満	-	
8月30日	0.015	0.005未満	-	
8月31日	0.010	0.005未満	-	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm~1.5ppm(1時間値)で、除去率90%以上(運転時間における1日平均値)としています。
- 除去率の「-」は、出口濃度の測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。
- ※は、脱硝設備周辺が高湿度となり、NO₂の除去機能が低下するという事象が発生したことを示しています。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない(大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素(NO₂)の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

- NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

◀ 浮遊粒子状物質 (SPM) ▶

平成23年8月1日から23年8月31日

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率[%]	(運転時間における1日平均値)
		備考
8月1日	91	
8月2日	90	
8月3日	91	
8月4日	91	
8月5日	91	
8月6日	96	
8月7日	96	
8月8日	91	
8月9日	82	
8月10日	—	機器故障
8月11日	—	機器故障
8月12日	80	
8月13日	91	
8月14日	—	機器故障
8月15日	—	機器故障
8月16日	91	
8月17日	92	
8月18日	92	
8月19日	92	
8月20日	90	
8月21日	90	
8月22日	90	
8月23日	89	
8月24日	91	
8月25日	—	機器故障
8月26日	—	機器故障
8月27日	90	
8月28日	89	
8月29日	91	
8月30日	91	
8月31日	91	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率80%以上（運転時間における1日平均値）としています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査環境グループ

TEL. 045-451-7912

大師換気所

《 二酸化窒素 (NO₂) 》

平成23年7月1日から23年7月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO ₂) 除去率[%]	備考
7月1日	0.036	0.006	83%	除去性能低下 ※1
7月2日	0.013	0.005未満	-	
7月3日	0.010	0.005未満	-	
7月4日	0.011	0.005未満	-	
7月5日	0.021	0.009	57%	除去性能低下 ※1
7月6日	0.029	0.010	66%	除去性能低下 ※1
7月7日	0.011	0.007	36%	除去性能低下 ※1
7月8日	0.016	0.010	38%	除去性能低下 ※1
7月9日	0.010	0.006	40%	除去性能低下 ※1
7月10日	0.005未満	0.005未満	-	
7月11日	0.013	0.011	15%	除去性能低下 ※1
7月12日	0.012	0.008	33%	除去性能低下 ※1
7月13日	0.014	0.013	7%	除去性能低下 ※1
7月14日	0.015	0.012	20%	除去性能低下 ※1
7月15日	0.010	0.009	10%	除去性能低下 ※1
7月16日	0.010	0.010	0%	除去性能低下 ※1
7月17日	0.005未満※2	0.005※2	※2	除去性能低下 ※1
7月18日	0.005未満	0.005未満	-	
7月19日	0.006	0.005未満	-	
7月20日	0.007	0.005未満	-	
7月21日	0.007	0.005未満	-	
7月22日	0.018	0.005未満	-	
7月23日	0.012	0.005未満	-	
7月24日	0.007	0.005未満	-	
7月25日	0.018	0.005未満	-	
7月26日	0.012	0.005未満	-	
7月27日	0.016	0.005未満	-	
7月28日	0.022	0.005未満	-	
7月29日	0.023	0.005未満	-	
7月30日	0.017	0.005未満	-	
7月31日	0.005未満	0.005未満	-	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm~1.5ppm(1時間値)で、除去率90%以上(運転時間における1日平均値)としています。
- 除去率の「-」は、出口濃度の測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。
- ※1は、脱硝装置周辺が高湿度となり、NO₂の除去性能が低下するという事象が発生したことを示しています。
- ※2は、脱硝装置には、若干ではありますが、電気集じん機によって、一酸化窒素(NO)からNO₂への酸化が促進され、より多くのNO₂を除去するという効果があります。今回は脱硝装置の性能が低下したため、入口濃度よりも大きな出口濃度が計測されたことを示しています。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない(大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素(NO₂)の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

・NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

平成23年7月1日から23年7月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率[%]	備考
7月1日	90	
7月2日	90	
7月3日	—	機器故障
7月4日	—	機器故障
7月5日	91	
7月6日	91	
7月7日	91	
7月8日	91	
7月9日	—	機器故障
7月10日	—	機器故障
7月11日	91	
7月12日	84	
7月13日	91	
7月14日	91	
7月15日	91	
7月16日	91	
7月17日	95	
7月18日	—	機器故障
7月19日	81	
7月20日	—	機器故障
7月21日	90	
7月22日	90	
7月23日	91	
7月24日	91	
7月25日	91	
7月26日	91	
7月27日	91	
7月28日	91	
7月29日	81	
7月30日	91	
7月31日	91	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率80%以上 (運転時間における1日平均値) としています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査環境グループ

TEL. 045-451-7912

大師換気所

《 二酸化窒素 (NO₂) 》

平成23年6月1日から23年6月30日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO ₂) 除去率[%]	備考
6月1日	0.033	0.005未満	—	
6月2日	0.028	0.005未満	—	
6月3日	0.039	0.005未満	—	
6月4日	0.030	0.005未満	—	
6月5日	0.015	0.005未満	—	
6月6日	0.048	0.013	73%	除去性能低下 ※1
6月7日	0.036	0.013	64%	除去性能低下 ※1
6月8日	0.036	0.017	53%	除去性能低下 ※1
6月9日	0.044	0.022	50%	除去性能低下 ※1
6月10日	0.033	0.018	45%	除去性能低下 ※1
6月11日	0.022	0.015	32%	除去性能低下 ※1
6月12日	0.019※2	0.036※2	※2	除去性能低下 ※1
6月13日	0.034※2	0.059※2	※2	除去性能低下 ※1
6月14日	0.037※2	0.060※2	※2	除去性能低下 ※1
6月15日	0.035	0.024	31%	除去性能低下 ※1
6月16日	0.031	0.016	48%	除去性能低下 ※1
6月17日	0.027	0.016	41%	除去性能低下 ※1
6月18日	0.024	0.005	79%	除去性能低下 ※1
6月19日	0.017	0.007	59%	除去性能低下 ※1
6月20日	0.030	0.014	53%	除去性能低下 ※1
6月21日	0.018	0.010	44%	除去性能低下 ※1
6月22日	0.031	0.024	23%	除去性能低下 ※1
6月23日	0.014※2	0.015※2	※2	除去性能低下 ※1
6月24日	0.017※2	0.018※2	※2	除去性能低下 ※1
6月25日	0.013	0.013	0%	除去性能低下 ※1
6月26日	0.009※2	0.012※2	※2	除去性能低下 ※1
6月27日	0.017	0.005未満	—	
6月28日	0.022	0.005未満	—	
6月29日	0.042	0.005	88%	除去性能低下 ※1
6月30日	0.025	0.008	68%	除去性能低下 ※1

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm~1.5ppm(1時間値)で、除去率90%以上(運転時間における1日平均値)としています。
- 除去率の「—」は、出口濃度の測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。
- ※1は、脱硝設備周辺が高湿度となり、NO₂の除去性能が低下するという事象が発生したことを示しています。
- ※2は、脱硝設備には、若干ではありますが、電気集じん機によって、一酸化窒素(NO)からNO₂への酸化が促進され、より多くのNO₂を除去するという効果があります。今回は脱硝機能力が低下したため、入口濃度よりも大きな出口濃度が計測されたことを示しています。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない(大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素(NO₂)の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

- ・NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

平成23年6月1日から23年6月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率[%]	備考
6月1日	88	
6月2日	88	
6月3日	88	
6月4日	89	
6月5日	88	
6月6日	88	
6月7日	89	
6月8日	89	
6月9日	89	
6月10日	90	
6月11日	81	
6月12日	91	
6月13日	91	
6月14日	89	
6月15日	90	
6月16日	90	
6月17日	91	
6月18日	91	
6月19日	91	
6月20日	91	
6月21日	86	
6月22日	91	
6月23日	91	
6月24日	91	
6月25日	90	
6月26日	90	
6月27日	89	
6月28日	—	機器故障
6月29日	—	機器故障
6月30日	91	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率80%以上 (運転時間における1日平均値) としています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査環境グループ

TEL. 045-451-7912

大師換気所

《 二酸化窒素 (NO₂) 》

平成23年5月1日から23年5月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO ₂) 除去率[%]	備考
5月1日	0.020	0.005未満	—	
5月2日	0.043	0.005未満	—	
5月3日	0.033	0.005未満	—	
5月4日	0.039	0.005未満	—	
5月5日	0.023	0.005未満	—	
5月6日	0.041	0.005未満	—	
5月7日	0.034	0.005未満	—	
5月8日	0.022	0.005未満	—	
5月9日	0.045	0.006	87%	除去性能低下 ※1
5月10日	0.042	0.006	86%	除去性能低下 ※1
5月11日	0.042	0.014	67%	除去性能低下 ※1
5月12日	0.031	0.016	48%	除去性能低下 ※1
5月13日	—	—	—	機器調整
5月14日	0.033	0.014	58%	除去性能低下 ※1
5月15日	0.019	0.005未満	—	
5月16日	0.038	0.005未満	—	
5月17日	0.039	0.005未満	—	
5月18日	0.044	0.005未満	—	
5月19日	0.035	0.005	86%	除去性能低下 ※1
5月20日	0.038	0.005未満	—	
5月21日	0.025	0.007	72%	除去性能低下 ※1
5月22日	0.011	0.005	55%	除去性能低下 ※1
5月23日	0.027	0.007	74%	除去性能低下 ※1
5月24日	0.035	0.005未満	—	
5月25日	0.038	0.005未満	—	
5月26日	0.030	0.005未満	—	
5月27日	0.036	0.005未満	—	除去性能低下 ※1
5月28日	0.021	0.015	29%	除去性能低下 ※1
5月29日	0.011 ※2	0.015 ※2	※2	除去性能低下 ※1
5月30日	0.023	0.022	4%	除去性能低下 ※1
5月31日	0.023	0.005未満	—	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm~1.5ppm(1時間値)で、除去率90%以上(運転時間における1日平均値)としています。
- 除去率の「—」は、出口濃度の測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。
- ※1は、脱硝機設備周辺が高湿度となり、NO₂の除去性能が低下するという事象が発生したことを示しています。
- ※2は、脱硝機設備には、若干ではありますが、電気集じん機によって、一酸化窒素(NO)からNO₂への酸化が促進され、より多くのNO₂を除去するという効果があります。今回は脱硝機効率が低下したため、入口濃度よりも大きな出口濃度が計測されたことを示しています。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない(大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素(NO₂)の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

- NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

平成23年5月1日から23年5月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率[%]	備 考
5月1日	87	
5月2日	88	
5月3日	87	
5月4日	87	
5月5日	87	
5月6日	86	
5月7日	87	
5月8日	87	
5月9日	87	
5月10日	88	
5月11日	87	
5月12日	88	
5月13日	88	
5月14日	88	
5月15日	88	
5月16日	88	
5月17日	88	
5月18日	88	
5月19日	87	
5月20日	88	
5月21日	88	
5月22日	88	
5月23日	87	
5月24日	87	
5月25日	87	
5月26日	87	
5月27日	87	
5月28日	88	
5月29日	88	
5月30日	89	
5月31日	88	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率80%以上 (運転時間における1日平均値) としています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査環境グループ

TEL. 045-451-7912

大師換気所

《 二酸化窒素 (NO₂) 》

平成23年4月1日から23年4月30日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO ₂) 除去率[%]	備考
4月1日	0.072	0.005未満	-	
4月2日	0.067	0.005未満	-	
4月3日	0.031	0.005未満	-	
4月4日	0.072	0.005未満	-	
4月5日	0.068	0.005未満	-	
4月6日	0.075	0.005未満	-	
4月7日	0.060	0.005未満	-	
4月8日	0.049	0.005未満	-	
4月9日	0.030	0.005未満	-	
4月10日	0.029	0.005未満	-	
4月11日	0.055	0.005未満	-	
4月12日	0.059	0.005未満	-	
4月13日	0.060	0.005未満	-	
4月14日	0.074	0.005未満	-	
4月15日	0.055	0.005未満	-	
4月16日	0.045	0.005未満	-	
4月17日	0.034	0.005未満	-	
4月18日	0.038	0.005未満	-	
4月19日	0.042	0.005未満	-	
4月20日	0.055	0.005未満	-	
4月21日	0.041	0.005未満	-	
4月22日	0.049	0.005未満	-	
4月23日	0.029	0.005未満	-	
4月24日	0.025	0.005未満	-	
4月25日	0.048	0.005未満	-	
4月26日	0.046	0.005未満	-	
4月27日	0.037	0.005未満	-	
4月28日	0.052	0.005未満	-	
4月29日	0.039	0.005未満	-	
4月30日	0.041	0.005未満	-	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm~1.5ppm(1時間値)で、除去率90%以上(運転時間における1日平均値)としています。
- 除去率の「-」は、出口濃度の測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない(大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素(NO₂)の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

・NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

平成23年4月1日から23年4月30日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率[%]	備 考
4月1日	86	
4月2日	87	
4月3日	87	
4月4日	87	
4月5日	87	
4月6日	86	
4月7日	86	
4月8日	86	
4月9日	86	
4月10日	87	
4月11日	87	
4月12日	88	
4月13日	87	
4月14日	87	
4月15日	87	
4月16日	88	
4月17日	87	
4月18日	87	
4月19日	88	
4月20日	87	
4月21日	86	
4月22日	86	
4月23日	87	
4月24日	88	
4月25日	87	
4月26日	87	
4月27日	88	
4月28日	88	
4月29日	87	
4月30日	87	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率80%以上 (運転時間における1日平均値) としています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査環境グループ

TEL. 045-451-7912

大師換気所

《 二酸化窒素 (NO₂) 》

平成23年3月1日から23年3月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO ₂) 除去率[%]	備考
3月1日	0.048	0.005未満	-	
3月2日	0.047	0.005未満	-	
3月3日	0.030	0.005未満	-	
3月4日	0.059	0.005未満	-	
3月5日	0.060	0.005未満	-	
3月6日	0.044	0.005未満	-	
3月7日	0.050	0.005未満	-	
3月8日	0.070	0.005未満	-	
3月9日	0.073	0.005未満	-	
3月10日	0.059	0.005未満	-	
3月11日	0.067	0.005未満	-	
3月12日	0.039	0.005未満	-	
3月13日	0.069	0.005未満	-	
3月14日	※1	※1	※1	臨時点検※1
3月15日	0.054	0.005未満	-	
3月16日	0.056	0.005未満	-	
3月17日	0.056	0.005未満	-	
3月18日	※2	※2	※2	機器調整※2
3月19日	※2	※2	※2	機器調整※2
3月20日	※2	※2	※2	機器調整※2
3月21日	※2	※2	※2	機器調整※2
3月22日	※2	※2	※2	機器調整※2
3月23日	※2	※2	※2	機器調整※2
3月24日	※2	※2	※2	機器調整※2
3月25日	0.065	0.005未満	-	
3月26日	0.053	0.005未満	-	
3月27日	0.038	0.005未満	-	
3月28日	0.063	0.005未満	-	
3月29日	0.075	0.005未満	-	
3月30日	0.073	0.005未満	-	
3月31日	0.068	0.005未満	-	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm~1.5ppm(1時間値)で、除去率90%以上(運転時間における1日平均値)としています。
- 除去率の「-」は、出口濃度の測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。
- ※1は、地震発生に伴う臨時点検による稼働停止したことを示しています。
- ※2は、地震の影響により計画停電に備え調整を行ったことによる稼働停止したことを示しています。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない(大気の汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素(NO₂)の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

・NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

《 浮遊粒子状物質（SPM） 》

平成23年3月1日から23年3月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質(SPM) 除去率[%]	備考
3月1日	87	
3月2日	85	
3月3日	88	
3月4日	87	
3月5日	87	
3月6日	87	
3月7日	87	
3月8日	87	
3月9日	87	
3月10日	88	
3月11日	88	
3月12日	86	
3月13日	86	
3月14日	※1	臨時点検※1
3月15日	87	
3月16日	88	
3月17日	89	
3月18日	※2	機器調整※2
3月19日	※2	機器調整※2
3月20日	※2	機器調整※2
3月21日	※2	機器調整※2
3月22日	※2	機器調整※2
3月23日	※2	機器調整※2
3月24日	※2	機器調整※2
3月25日	89	
3月26日	88	
3月27日	87	
3月28日	87	
3月29日	86	
3月30日	87	
3月31日	86	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

《要求性能》

除去率 80%以上 (運転時間における1日平均値)

【 除去率について 】

- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。
- ※1 は、地震発生に伴う臨時点検による稼働停止したことを示しています。
- ※2 は、地震の影響により計画停電に備え調整を行ったことによる稼働停止したことを示しています。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査環境グループ

TEL. 045-451-7912

大師換気所

《 二酸化窒素 (NO₂) 》

平成23年2月1日から23年2月28日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO ₂) 除去率[%]	備考
2月1日	0.071	0.005未満	-	
2月2日	0.059	0.005未満	-	
2月3日	0.070	0.005未満	-	
2月4日	0.074	0.005未満	-	
2月5日	0.057	0.005未満	-	
2月6日	0.041	0.005未満	-	
2月7日	0.063	0.005未満	-	
2月8日	0.047	0.005未満	-	
2月9日	0.043	0.005未満	-	
2月10日	0.057	0.005	91	
2月11日	0.033	0.005未満	-	
2月12日	0.034	0.005未満	-	
2月13日	0.039	0.005未満	-	
2月14日	0.060	0.005未満	-	
2月15日	0.059	0.005未満	-	
2月16日	0.069	0.005未満	-	
2月17日	0.058	0.005未満	-	
2月18日	0.050	0.005未満	-	
2月19日	0.061	0.005未満	-	
2月20日	0.032	0.005未満	-	
2月21日	0.048	0.005未満	-	
2月22日	0.048	0.005未満	-	
2月23日	0.056	0.005未満	-	
2月24日	0.062	0.005未満	-	
2月25日	0.075	0.005未満	-	
2月26日	0.060	0.005未満	-	
2月27日	0.034	0.005未満	-	
2月28日	0.046	0.005未満	-	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm~1.5ppm(1時間値)で、除去率90%以上(運転時間における1日平均値)としています。
- 除去率の「-」は、出口濃度の測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない(大気の汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素(NO₂)の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

・NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

平成23年2月1日から23年2月28日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率[%]	備 考
2月1日	88	
2月2日	87	
2月3日	87	
2月4日	87	
2月5日	88	
2月6日	88	
2月7日	90	
2月8日	89	
2月9日	89	
2月10日	89	
2月11日	88	
2月12日	87	
2月13日	88	
2月14日	87	
2月15日	87	
2月16日	88	
2月17日	86	
2月18日	88	
2月19日	87	
2月20日	86	
2月21日	86	
2月22日	86	
2月23日	86	
2月24日	86	
2月25日	87	
2月26日	87	
2月27日	86	
2月28日	86	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率80%以上 (運転時間における1日平均値) としています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査環境グループ

TEL. 045-451-7912

大師換気所

《 二酸化窒素 (NO₂) 》

平成23年1月1日から23年1月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO ₂) 除去率[%]	備考
1月1日	0.029	0.005未満	-	
1月2日	0.033	0.005未満	-	
1月3日	0.033	0.005未満	-	
1月4日	0.033	0.005未満	-	
1月5日	0.045	0.005未満	-	
1月6日	0.048	0.005未満	-	
1月7日	0.045	0.005未満	-	
1月8日	0.049	0.005未満	-	
1月9日	0.042	0.005未満	-	
1月10日	0.032	0.005未満	-	
1月11日	0.050	0.005未満	-	
1月12日	0.063	0.005未満	-	
1月13日	0.051	0.005未満	-	
1月14日	0.057	0.005未満	-	
1月15日	0.058	0.005未満	-	
1月16日	0.037	0.005未満	-	
1月17日	0.054	0.005未満	-	
1月18日	0.061	0.005未満	-	
1月19日	0.064	0.005未満	-	
1月20日	0.062	0.005未満	-	
1月21日	0.055	0.005未満	-	
1月22日	0.055	0.005未満	-	
1月23日	0.042	0.005未満	-	
1月24日	0.050	0.005未満	-	
1月25日	0.066	0.005未満	-	
1月26日	0.062	0.005未満	-	
1月27日	0.064	0.005未満	-	
1月28日	0.050	0.005未満	-	
1月29日	0.054	0.005未満	-	
1月30日	0.035	0.005未満	-	
1月31日	0.055	0.005未満	-	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 濃度について 】

- 測定器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm未満」と示しています。

【 除去率について 】

- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm~1.5ppm(1時間値)で、除去率90%以上(運転時間における1日平均値)としています。
- 除去率の「-」は、出口濃度の測定値(運転時間における1日平均値)が測定器の測定下限値(0.005ppm)未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない(大気の汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日)」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素(NO₂)の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

・NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日)」

《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

平成23年1月1日から23年1月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率[%]	備 考
1月1日	90	
1月2日	89	
1月3日	89	
1月4日	89	
1月5日	89	
1月6日	89	
1月7日	90	
1月8日	89	
1月9日	89	
1月10日	90	
1月11日	89	
1月12日	89	
1月13日	89	
1月14日	88	
1月15日	88	
1月16日	90	
1月17日	90	
1月18日	88	
1月19日	88	
1月20日	89	
1月21日	89	
1月22日	88	
1月23日	88	
1月24日	87	
1月25日	89	
1月26日	88	
1月27日	88	
1月28日	88	
1月29日	88	
1月30日	89	
1月31日	89	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。

【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率80%以上 (運転時間における1日平均値) としています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 神奈川管理局 調査環境グループ

TEL. 045-451-7912